

短期入所サービス利用の半数超えについて

平成14年1月1日から適用される区分支給限度額一本化に伴い、短期入所サービスの利用日数について市川市においては以下のとおりの取り扱いとするので、お知らせします。

短期入所の利用については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号。以下「基準」という。)第13条第21号により、「要介護等の有効期限のおおむね半数を超えないようにしなければならない」と規定されています。

しかし当該基準は要介護認定の有効期間の半数の日数以内にあるかについて機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、居宅サービス計画に、目安を超えてサービス利用が必要な理由を明示することにより、必要に応じて弾力的に運用することが可能となっております。

◎市川市の扱い

上記の解釈から市川市においては、要介護認定等の有効期間の半数を超えた短期入所サービスについても、給付対象外とするなどの規制は特に設けず、利用していただくものとします。

その場合、別添「短期入所サービス利用半数超え報告書」の提出をお願いします。

報告書の提出時期 : 短期入所サービス利用日数の半数超えが見込まれることが明らかとなった時

提出先 : 市川市介護福祉課 資格給付グループ